第4節 残土の適正管理

◎ 現況と課題

首都圏では都市化の進行に伴って各種の公共事業や民間工事が展開されて おり、多くの建設残土が発生しています。

その中で本県は、首都東京に隣接し、平坦で丘陵地が多いという県土の特性や道路網の整備もあり、周辺の都県から多くの建設残土が搬入されています。

このような大量の残土の搬入や埋立てに際して、産業廃棄物や有害物質が混入されることが危惧され、また、そのことによる土壌汚染や、残土のたい積・盛土の不適正な態様による土砂崩れ、土砂流出等の災害の危険性が指摘されていました。

このため、残土処分をめぐる有効かつ強力な防止策の樹立が急務となったことから、県では「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」(残土条例)を平成10年1月に施行し、また、その後の情勢から、埋立事業の規制並びに土地所有者の義務の強化等について条例改正を行い、平成15年10月から施行したところです。

建設現場で発生した残土そのものは、適正に処理されれば、有害なものでは ありませんが、地域住民の間には有害物質の混入等に対する不安が根強いことも 事実です。

そのため、残土による埋立事業においては、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止して安全な処理を実施していくため、市町村等関係機関との連携により、さらなる監視と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図ることが必要です。

また、埋立処分量そのものを減少させるため、建設残土の再利用が進められていますが、より広域的に需給を調整していくことが求められており、県境を越えた一層の取組が必要です。

図3-9 年度別土砂搬入量

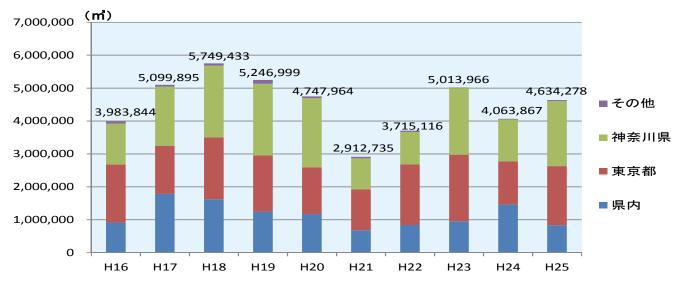
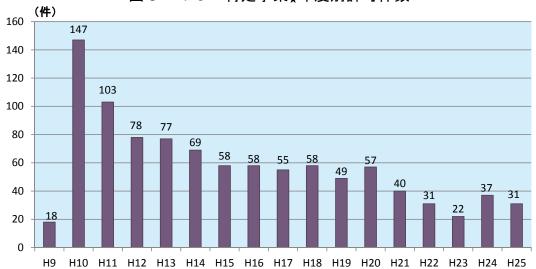


図3-10 特定事業★年度別許可件数



★特定事業とは、土地利用の形態等を問わず、3,000 平方メートル以上の区域を他の場所 からの土砂等で埋立て等に供する事業をいいます。

◎ 目指す環境の姿

安全性を損なう残土による埋立ては行われていません。また、建設発生土の 有効活用が、さらに進められています。

◎ みんなの行動指針

県 民	○廃棄物の混入や崩落などの災害が発生、またはその恐れがある場合		
(家庭)	は、行政★に通報します。(★産廃残土県民ダイヤル 043-223-3801		
	または最寄りの市町村)		
	(土地所有者)		
	○土地を提供する場合、埋立て等の事業計画を十分確認した上で		
	なければ同意しないようにします。		
	○事業が行われている間は自ら事業場の状況を確認します。		
	○廃棄物の混入や崩落などの災害が発生し、又はその恐れがある場合		
	は事業者に事業の中止を求め、必要な措置を行うとともに、その旨		
	を行政★に通報します。(★産廃残土県民ダイヤル 043-223-3801		
	または最寄りの市町村)		
市民活動	○廃棄物の混入や崩落などの災害が発生、またはその恐れがある場合		
団体	は、行政★に通報します。(★産廃残土県民ダイヤル 043-223-3801		
	または最寄りの市町村)		
事業者	○埋立て事業者は事業の遂行に当たって、許可事項及び許可条件を		
	遵守します。		
	○事業の施工による土壌汚染の防止及び災害の発生の防止に努め、		
	土砂発生元、運搬業者及び従業員に周知徹底させ指導します。		
	○土砂発生元事業者は、建設発生土の発生抑制・再利用に取り組み		
	ます。		
市町村	○不適正な埋立てに際しては、関係部局が連携して対応するととも		
	に、必要に応じ、県に情報を提供します。		
	○地域の実情に応じて、独自の条例(施策)に基づき、より一層の		
	適正管理を推進します。		
県	○市町村関係機関と連携し、残土条例の厳格な執行と悪質な事業者に		
	対する監視指導の強化をします。		
	○特定事業場の情報公開を進めます。		
	○建設発生土の工事間利用を促進し、土砂搬入量の抑制をします。		

◎ 県の施策展開

1. 残土条例の厳格な執行と悪質な事業者に対する監視指導の強化【廃棄物指導課】

- ・県内全体において強固な監視活動を行い、埋立て許可後の定期検査指導を徹底 するなど、残土条例の厳格な執行により、残土の不適正な埋立てを防止します。
- ・指導に従わない事業者に対しては条例による行政処分のほか、特に悪質な事業者に対しては告発を行います。

2. 特定事業場の情報公開【廃棄物指導課】

・県内の各特定事業場に関する許可事業者名や事業場所在地、許可土量、許可の 期間等の情報をホームページで公表します。

インターネットによる情報提供

特定事業場一覧表(「千葉県ホームページ」: www.pref.chiba.lg.jp ⇒「環境・県土づくり」⇒「環境」⇒「廃棄物・資源循環」⇒「残土」⇒「残土条例関連情報」⇒「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」⇒「特定事業場一覧表」)

3. 市町村関係機関と連携し、埋立ての適正化の推進

【廃棄物指導課・農林水産部関係各課・産業振興課】

- ・残土条例、砂利採取法、森林法、農地法など関係する法令の所管部局の連絡調整 や市町村と緊密な情報交換を行うため、担当連絡会議等を開催し、残土埋立ての 適正化を推進します。
- 関係法令担当部局合同でパトロールを行います。

4. 建設発生土の有効利用等による不適正な建設発生土搬入の抑制

【循環型社会推進課·廃棄物指導課·技術管理課】

・産業界と国・県・市町村の連携により、計画的に建設発生土の発生抑制・再利用を促進し、処分を目的とした埋立てを抑制します。特に、公共工事に伴い発生する建設発生土については、「千葉県建設リサイクル推進計画」に基づき、国・都道府県・市町村が建設発生土に関する情報を共有する建設発生土情報交換システムを活用し、工事間利用調整を図り、発生の抑制及び再利用を促進します。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況 (基準年度)	目標(目標年度)
無許可埋立面積	12,107 m²	無くします。
	(平成 16 年度)	(早期実現)
公共工事に伴い発生する建設	73.60%	98%
発生土の有効利用率	(平成 17 年度)	(平成 30 年度)